

飼料作物種子品種表示運用基準

一般社団法人 日本草地畜産種子協会

第 1 目 的

この飼料作物種子品種表示運用基準（以下「運用基準」という。）は、飼料作物の種子の包装及び証票における品種の表示に関する運用事項を定め、品種識別をより明確にすることにより、飼料作物種子の流通の一層の適正化を図り、飼料作物種子の需要者の保護に資することを目的とする。

第 2 協会及び会員の責務

一般社団法人日本草地畜産種子協会（以下「協会」という。）会員のうち種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 2 条第 6 項に定める種苗業者は、飼料作物の種子の表示について種苗法を遵守するとともに、この基準を遵守し、適切な表示を行うよう努めるものとする。また、表示する品種については、当該品種の早晩性、病虫害に対する抵抗性、耐倒伏性等の重要な形質及び栽培適地等の栽培上の注意点について会員のホームページ、パンフレット等で公表するほか、種子の購入者に対して重要な形質に係る特性が具体的に何であるかを商品説明などの際に示すよう努めるものとする。

第 3 品種の定義

品種とは、農業目的において重要な形質に係る特性の全部又は一部によって他の植物体の集合と区分することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう

第 4 品種名の表示基準

1 1つの品種につき1つの名称を用いて表示を行い、以下の（1）又は（2）に該当する場合及び第6で登録された品種を除き、いずれかの国等の公的機関又は国際機関の登録・証明機関（以下「公的機関等」という。）で登録・証明され、かつ、その品種証明書に記載されている品種名を表示する。

- （1） 公的機関等が発行した品種証明書の入手が不可能であり、かつ、以下の①又は②に該当する種子については、海外の種苗会社が発行する品種証明書又は輸入書類に記載されている品種名及び当該品種の特性が第5の飼料作物品種表示委員会で審査され、第6により協会に備える飼料作物

品種名登録簿（以下「登録簿」という。）に登録（仮登録の期間を含む。）された場合に限り、当該品種名を表示することができる。

① 海外で品種登録されているが、公的機関等が発行した品種証明書の手が不可能である種子

（例）イタリアンライグラス（ガルフ）、ローズグラス（カタンボラ）、リードカナリーグラス（パラトン）、シロクローバ（グラスランズフィア）

② いずれの国においても品種登録されていない品種の種子

（例）イタリアンライグラス（スプレnder）、バヒアグラス（ペンサコラ）、アカクローバ（メジウム）、ヒエ（シロヒエ）

（2）交雑品種のうち、公的機関等が発行する品種証明書の手が不可能であり、あらかじめ品種名及び当該品種の特性が第5の飼料作物品種表示委員会で審査され、第6により協会に備える登録簿に登録（仮登録の期間を含む。）された場合に限り、当該品種名を表示することができる。

（例）トウモロコシ、ソルガム

2 我が国を含め、いずれの国においても品種登録を受けていない種類の種子については、当該種子の種類名を品種の名称として表示することができる。

（例）ジャイアントスターグラス、オオクサキビ、テオシント

3 複数の草種の総称で呼称されている種子については、草種別（学名（一般名）ごと）に品種名を表示する。

（例）ブラキアリアグラスと呼称されている作物群は、種類名：シグナルグラス、品種名：バシリスクなどと表示

4 複数の品種等を混合した種子については、品種証明書に基づき、配合した全ての品種名を配合した重量の割合の多いものから順に表示する。

5 従来から販売されてきたいわゆる「普通種（コモン）」については、普通種及びコモンは品種名ではなく、第6により品種名として登録することができないことに加え、種子の需要者に対して特定の品種であるような誤認・混同を起しかねないため、商品名としても表示しない。

- 6 品種登録が失効した時点以降は、「登録品種」の文言又は「品種登録の番号」の表示を行わない。品種登録が失効した後に種子の包装が残っている場合は、種子袋を新たにするか品種登録番号等が見えなくなるための措置をとる。
- 7 品種名があるにもかかわらず、商品名を品種名として表示することは、種子の需要者に対して商品名が特定の品種であるような誤認・混同を起しかねないため、商品名を品種名として表示しない。ただし、品種名を表示した上で、商品名を表示することは可とするが、品種の識別ができるよう、証票だけでなく、種子の包装にも、文字の大きさや色などの違いにより品種名を商品名よりも目立つ形で表示する。
- 8 種苗業者は、品種名の表示の証拠書類となる公的機関等が発行した品種証明書、海外の種苗会社が発行した品種証明書又は海外の種苗会社が発行し品種名が記載されている輸入書類を7年間保管し、第5の飼料作物品種表示委員会から求めがあった場合には、これを提示する。

第5 飼料作物品種表示委員会の設置

この運用基準の適切な実施を確保するため、協会内に飼料作物品種表示委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、種苗業者から申請のあった品種について、第6の登録簿に登録するための審査及びこの運用基準の遵守等の指導に関する業務を行うこととし、委員会の設置等に関する規則は別途定める。

第6 品種名の登録

委員会は、種苗業者から以下の1から4に該当する品種として申請のあった品種が、当該品種の早晩性、病虫害に対する抵抗性、耐倒伏性等の重要な形質に係る特性、均一性や安定性が明らかになっているか等、この運用基準第3の品種の定義を満たすか否かを審査する。また、委員会から運用基準第3の品種の定義を満たすと認定された品種を協会に備える登録簿に登録する。なお、品種名の登録に当たっては、委員会の設置等に関する規則により、期間を定めて品種名を公表し、異議があればその申立てを受ける。

- 1 公的機関等による品種証明書が発行されない（1）から（3）の品種
 - （1）第4の1の（1）及び（2）に該当する品種
 - （2）協会会員が自社育成して海外増殖した品種
 - （3）協会会員が地域適応性調査を行って海外から導入した品種

- 2 公的機関等による品種証明書が発行されるが、品種証明書に記載されている名称を表示することにより、他社に模倣されるなど、協会会員に不利益が生じるおそれがあると認められる品種
- 3 海外で品種登録され、その品種名が日本語表記では差別用語に該当する等、公序良俗に反するおそれがあると認められる品種
- 4 その他協会会長が品種名の登録の審査が必要と認める品種

第7 違反に対する措置

委員会は、運用基準に違反する行為があると認められる時は、その違反行為を行った協会会員に対し、その違反行為を是正するために必要な措置を採るべき旨を文書により勧告することができる。

第8 附 則

1 適用する飼料作物の種類の特例

当分の間、この運用基準は、飼料用として利用される稲、大麦、はだか麦、小麦、きび、大豆及びひまわりには適用しない。

2 施行期日

この運用基準は、2019年3月1日から施行する。ただし、第5の委員会の設置及び第6の品種名の登録の規定は、2018年11月30日から施行する。

3 経過規定

種苗業者が、指定種苗の表示がされた種苗（自ら指定種苗の表示を行わなかったものに限る。）であって、2019年3月1日現在保有するものを販売する場合には、この運用基準の第4の6及び7以外は適用しない。